平成２９年度申請（３０年度事業）

共同募金配分＜地域配分＞申請の手引き

（施設・設備・備品整備配分 編）



社会福祉法人群馬県共同募金会 渋川市支会

〒377-0008渋川市渋川1760番地１

渋川市社会福祉協議会内

TEL 0279-25-0500／FAX 0279-25-1721

|  |
| --- |
| ＜ご案内＞  共同募金の配分は「広域配分」と「地域配分」に区分されます。  この手引きは、渋川市支会で取り扱う「地域配分」について説明しています。  「広域配分」については、群馬県共同募金会（下記）へお問い合わせ下さい。  〒371-0843 前橋市新前橋町13-12　TEL:027-255-6596／FAX:027-255-6214 |

平成２９年度共同募金＜地域配分＞申請の手引き（施設・設備・備品整備配分 編）

平成２９年度共同募金は、平成３０年度に実施する事業に対して配分します。

この配分を受けるにあたっては、**「共同募金配分規程」**（以下「規程」という。）を遵守してください。

Ⅰ●この手引きの対象（詳細は次ページ参照）

　この手引きにある配分申請ができるのは、次の法人・団体です。

1. 保育所・学童保育所・地域活動支援センターを経営または運営する者
2. 主に渋川市域内で活動する、特定非営利活動法人・任意団体など

　※これ以外の者は、「広域配分」の対象となり得るか、群馬県共同募金会にお問い合わせ下さい。

Ⅱ●申請から事業実施までの流れ

８月１５日～９月１５日 （申請書提出部数：１部）

申　　請

渋川市支会（渋川市社会福祉協議会）で申請書を受け付けます。

１０月～１２月

審　　査

必要に応じて現地調査・ヒアリング調査を行います。

募金運動期間

10月～12月

３月下旬

配 分 決 定

募金の結果を勘案して、配分を決定します。

４月～

事 業 着 手

事業に係る経費を再確認し、見積合わせ・発注などを行って下さい。

納品・工事終了、検品・検収後

配分金交付請求

業者から請求書を受け取った後、配分金交付請求書を提出して下さい。

配分金の入金を確認後、業者へ代金を支払って下さい。※自己負担分は先払いでも可

業者へ支払後１ヶ月以内

精　　算

完了報告書を提出して下さい。

なお、事業実施年度終了後、法人・団体の事業報告書及び決算書を提出して下さい。Ⅲ●配分基準等

１　対象法人・団体

　　規程第２条に定める者のうち、次に掲げるもの。

　　□保育所、放課後児童健全育成事業（学童保育所）、地域活動支援センターを経営または運営する者

□主に渋川市域内で活動する、特定非営利活動法人・任意団体(※)、その他本会が必要と認める団体

※この基準で「任意団体」とは、法人格こそないが、法人同様に規約・役員体制・運営組織等が整備され、独立して主体的な運営がなされている団体をいう。

２　対象事業

　　福祉サービス利用者を直接処遇するために使用する建物を増改築・改修・修繕し、または処遇に必要な設備及び備品(※)を整備する事業　（※備品は、原則として単価10万円以上かつ耐用年数１年以上のものとする。）

　 　□建物工事の場合は、申請者が法人格を有することを条件とし、申請法人が所有する建築物または

相当期間と認められる貸借契約により民間から借用する建築物に限る。

　　　□任意団体が備品を整備する場合は、原則として当該物品代金を配分対象とするが、設置経費等が

かかる場合は物品代金の概ね３０％を対象経費に含むことができる。

　　　□いずれの事業も消費税を含めて配分対象とする。

３　対象外事業

　　規程第３条に定める事業（国または地方公共団体の責任に属するとみなされる事業(※)など）、介護保険事業

※行政からの委託事業は原則対象外ですが、次のいずれかの場合で、緊急性が高いものについては配分対象となる場合があります。

　　　　　　　□委託事業運営のための収入に占める委託料収入の割合が、概ね６割以下のもの

　　　　　　　□小規模事業で、事業を運営する法人の財政基盤が脆弱なもの

　　　　　　　□委託事業利用者へのサービスではあるが、委託契約の内容を超えて実施するもの

４　配分限度額

　　配分上限額は１００万円とし、配分対象経費総額の７５％以下（配分額は千円単位で千円未満切り捨て）とする。ただし、他からの補助がある場合は、その補助額を経費総額から減じて算出する。

５　留意事項

　(1) 原則として、同一申請者が同一年度に複数の申請書を提出できません。

　　　他の配分（事業経費配分、運営費配分）の申請書も提出できません。

　(2) 平成２７年度の施設整備・車両整備・備品整備配分のいずれかの配分決定を受けている場合は、申請　　できません。ただし、同一申請者が複数の施設等を経営している場合は、配分対象となった施設等以外の施設等に係る事業であれば申請できます。

　(3) 平成２８年度の施設・設備・備品整備配分を申請して配分決定を受けた場合は、平成２９年度の配分申請はできません。ただし、同一申請者が複数の施設等を経営している場合は、配分対象となった施設等以外の施設等に係る事業であれば申請できます。

　(4) 地域福祉活動計画に沿った事業など渋川市内を見渡しながらニーズ調整して実施する事業や、地域福祉の課題解決に向けて住民参加を積極的に促しながら実施する事業を優先します。

　(5) 保育所など施設等に対する配分は、当該施設がその専門性を活かして地域住民など施設利用者以外へサービスや情報を提供するなどを行っているか確認し、地域との関わりを考慮して行います。

Ⅳ●配分申請書の作成方法及び提出先等

１　工事の場合は、設計図面の作成・工事金額の見積

　　施設整備に関する図面（設置位置図・配置図・平面図・立面図等、事業内容に合わせて用意）を作成し、　工事金額の見積書をとる。（原則として２社以上）

　　申請書に添付する見積書には、建築素材や設備等の品名・品番など、より詳細な情報を記載すること。

２　備品整備の場合は、備品の仕様（規格・必要な機能等）の検討・購入金額の見積

　　どのような仕様の備品が必要なのか、基本的なコンセプトをもって業者等に相談する。

　　仕様にあった備品をいくつか選び、業者から見積書をとる。（原則として２社以上）

　　配分対象となる経費（備品本体、設置等経費、消費税）を記載した見積書を依頼すること。

３　配分申請書の作成

　　①「申請事業の概要」欄：申請事業の概要、配分を必要とする理由などを記入する。

　　②「経費内訳」欄：見積書をもとに、物品別・経費別に区分けして記入する。

　　③「資金内訳」欄：配分金、補助金、自己資金等の金額を申請書の「資金内訳」欄に記入する。

　　　 配分金額は千円単位（千円未満切り捨て）なので注意する。

1. 添付書類を用意する。

・見積書のコピー（原則として２社以上）

・設備・備品の場合は、カタログのコピー及び設置場所がわかる図面のコピー等

・工事の場合は、工事にかかる図面のコピー

　　　・定款・会則

　　　・平成２８年度の法人・団体の事業報告書・決算書（収支計算書及び貸借対照表・財産目録）

・平成２９年度の法人・団体の事業計画書・予算書

・その他、事業内容や現状が確認できる写真等を添付すること。

４　申請方法

1. 受付窓口：渋川市支会（渋川市役所社会福祉課）
2. 受付期間：平成２９年８月１５日～９月１５日（郵送不可、期間内に提出のこと）